

新しい相談窓口が開設されます！

日本年金機構

「ねんきんサテライト相模原中央」を開所します



日本年金機構では、神奈川県相模原市周辺のお客様に、よりお近くで年金の相談や手続きができるよう、「ねんきんサテライト相模原中央（相模原年金事務所 相模原中央分室）」を開所します。

開所日

令和3年3月10日(水)

受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）
※令和3年3月10日（水）のみ午前10時から受付

場所

神奈川県相模原市中央区相模原6-22-9 朝日相模原ビル1階

（JR横浜線「相模原」駅より徒歩14分、神奈川中央交通「グリーンプラザ停留所」下車徒歩3分、
神奈川中央交通「相模原警察署前停留所」下車徒歩4分）

※専用駐車場がございませんので、付近駐車場または公共交通機関のご利用をお願いします。



業務内容

- ◆年金相談および年金請求などの受付
- ◆厚生年金保険・国民年金関係の届書などの受付および相談

市役所の近くで便利！



協会けんぽに加入されている事業所様へのご案内です

医療費が高額になるかも… そんなとき

限度額適用認定証

があれば安心です！



1ヵ月（その月の1日から末日まで）の医療費が高額になりそうなときに、事前に限度額適用認定証の交付を受け、保険証とあわせて医療機関等で提示すると、自己負担額が一定額までとなります。

▼限度額適用認定証のご利用方法

- ①限度額適用認定申請書をご加入の協会けんぽ支部にご提出ください。
- ②1週間～10日程度で、限度額適用認定証が交付されます。
- ③受診の際に、保険証とあわせて限度額適用認定証をご提示ください。



○限度額適用認定証の有効期限は、申請書を受け付けた日の属する月の1日から最長1年間の範囲です。申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。

※有効期限が終了した際は、再度申請いただく必要があります。

○70歳以上の方で次の(1)または(2)に該当する場合は、高齢受給者証を提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなるため、**限度額適用認定申請書の提出は不要**です。

- (1)自己負担額割合が2割の方
- (2)標準報酬月額83万円以上の方

▼70歳未満の方の自己負担限度額（概要）

自己負担限度額等の詳細については協会けんぽのホームページをご覧ください。

被保険者の所得区分		自己負担限度額
標準報酬月額	83万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%
	53万～79万円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%
	28万～50万円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%
	26万円以下	57,600円
※低所得者（住民税非課税者）		35,400円

※区分オの方は「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」でご申請ください。



協会けんぽの出張窓口終了のお知らせ

横浜中年金事務所・川崎年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は、令和3年5月14日をもって終了いたします。窓口をご利用のみなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

